

公金の債権管理回収業務に関する法令と実務(鹿児島開催)

令和2年1月31日

弁護士 西尾政行
(東京弁護士会 所属)

目次

第1 自治体債権管理の基本知識.....	1
第2 督促.....	3
第3 納付交渉.....	5
第4 徴収緩和措置.....	8
第5 法的手続による回収(滞納処分できない債権).....	11
第6 相続.....	17

第1 自治体債権管理の基本知識

1 債権管理に関する法令及び裁判例

(1) 基本法令の確認

- ・ 地方自治法第240条=債権管理に関する基本規定
- ・ 地方自治法施行令171条~171条の7
- ・ 債権管理条例、財務規則その他各自治体が制定しているもの

(2) 最高裁平成16年4月23日判決の説示

「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」

2 自治体の債権管理のあり方(姿勢)

(1) 法令を遵守する

地方公務員法：32条、29条

地方自治法：2条16項・17項、98条1項(議会の検査権)、199条1項(監査)、242条1項(住民監査)、242条の2の1項(住民

訴訟)

※ 法令遵守は公務員にとっては自明のこと。

※ 特に債権管理については管理の良し悪しが数字等にそのまま出やすく、違法性を認定しやすいことに留意すること。

(2) 公正かつ合理的・能率的な処理をする

地方自治法2条14項、15項

※ 回収すべきものは回収し、落とすべきものは落とす

(3) 自治体にとって有利な処理をする

c f. 国の債権の管理等に関する法律10条

3 自治体の債権の種類

(1) 公債権と私債権

公債権：公法上の原因（法令または行政処分）に基づいて発生する債権

→ 滞納処分ができるもの＝強制徴収公債権

→ 滞納処分ができないもの＝非強制徴収公債権

私債権：私法上の原因（契約、不法行為等）に基づいて発生する債権

→ 自力執行権はない

(2) 強制徴収公債権（滞納処分ができる公債権）

例：地方税（地方自治法223条・地方税法）、分担金（地方自治法224条・231条の3第3項）、加入金（地方自治法226条・231条の3第3項）、下水道使用料（地方自治法附則6条3号）、国民健康保険料（国民健康保険法79条の2）、介護保険料（介護保険法144条）、道路占用料（道路法73条3項）、生活保護法78条に基づく徴収金（平成26年7月1日以降に支弁されたもの）、生活保護法63条に基づく生活保護費返還請求権（平成30年10月1日以降に支弁されたもの・同法77条の2）など

(3) 非強制徴収公債権（滞納処分ができない公債権）

例：生活保護法78条に基づく徴収金（平成26年7月1日より前に支弁されたもの）、生活保護法63条に基づく生活保護費返還請求権（平成30年10月1日より前に支弁されたもの）、資格喪失後に受給した児童手当の返還金（私見）など

(4) 私債権（滞納処分はできない）

例：水道料金（東京高裁平成13年5月22日判決・最高裁平成15年10月10日上告不受理決定）、公立病院の診察料（最高裁平成17年11月21日判決）、奨学金貸付金その他各種貸付金、公営住宅家賃（私見）など

(5) 各種債権の主な相違点

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
発生原因	公法上の原因（法令、処分等）		私法上の原因（契約等）
自力執行力	あり	なし	
書類の送達	地方税法20条の適用あり		地方税法20条の適用なし
時効期間	原則5年（地方自治法236条1項）		原則10年（民法167条1項）
時効の援用	不要（地方自治法236条2項）		必要
延滞金	条例の定めによる（地方自治法231条の3第2項）		原則年5%（民法415条、419条、404条）
破産免責	免責されない（破産法253条1項1号）	原則免責される（破産法253条1項）。ただし、破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった場合は免責されない（破産法253条1項6号）。	
不服申立制度の教示	必要		不要

(6) 滞納発生後のおおまかな流れ

- ① 租税債権その他強制徴収公債権（滞納処分ができる債権）
滞納発生→督促（→納付交渉）→滞納処分
- ② 私債権、非強制徴収公債権（滞納処分ができない債権）
滞納発生→督促（→納付交渉）→債務名義の取得（訴訟など）→強制執行

第2 督促

1 法令の確認

(1) 地方税

納期限までに完納されない場合は納期限後二十日以内に督促状を発しなければならない（地方税法66条、329条等）。

(2) 地方税以外の公債権

納期限までに納付されないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法231条の3第1項）。

(3) 私債権

債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法施行令171条）。

2 督促とは

債務者が履行期限までに債務を履行しない場合に、債務者に対して当該債務を履行するよう催促することを「催告」という。

公金債権管理における「督促」は「催告」のうち、上記各法令に基づいてなされるものである。

3 督促の方法

(1) 地方税

督促状（文書）による必要がある。口頭による督促は無効である。

(2) 地方税以外の債権

ア 法令上、特に方式は定められていない。

→ 口頭でも「期限を指定してその納付を催促する行為」は督促となる。

イ しかし、督促は必ず文書（督促状）によっておこなうべきである。1回目の督促には、「絶対的な」時効中断の効力がある（自治法236条4項）ため、いつ督促状を送付したのかを明確にしておく必要があるからである（電話や口頭による場合は、後日の立証が困難となる。）。

ウ 「絶対的な時効中断の効力がある」とは、「督促それ自体で時効中断の効力が発生する」ということである。

督促ではない「催告」は、6か月以内に訴訟の提起その他の裁判上の手続をとらなければ時効中断の効力を生じない（民法153条）ことと異なる。

エ 法令の規定によりする督促は最初のものに限り絶対的な時効中断の効力を有すると解されている（昭和44年2月6日行政実例）。

2回目以降の督促には、絶対的な時効中断の効力はないが、民法153条の催告としての効力は認められる（最高裁昭和43年6月27日判決）。

4 督促をする時期

(1) 地方税

納期限後20日以内。ただし、納期限から20日を経過した日以後に発した督促状も有効である（徳島地裁昭和30年12月27日判決）。

(2) 地方税以外の債権

法令には特段の定めはないが、滞納発生後、1ヶ月以内には文書による督促状を発送すべきである（私見）。

条例で督促の時期を定めている自治体もある。当該時期を経過した日以後に発した督促状も有効である（上記徳島地裁判決）。

5 再督促または催告

- (1) 特段の根拠規定はないが、民法153条の催告としての効力はある。
- (2) 弁済を促すという事実上の効果を期待して行う。
- (3) 次第に強い口調のものにしていく（単なる催告から最後通牒へ）

6 督促状や催告書は誰に対して発送すべきか。

- (1) 主債務者
- (2) 連帯借主（連帯債務者）
- (3) 連帯保証人（催告の抗弁権なし）
- (4) 保証人（催告の抗弁権あり）

催告の抗弁権：債権者が保証人に債務の履行を求めた場合、保証人は先ず主たる債務者に履行を催告せよと抗弁する（支払を拒む）ことができる（民法452条）。この催告は裁判外のものであっても差し支えないから、主債務者に対してすでに督促状が発送されていれば催告の抗弁は成り立たない。

※ 私見

まずは主債務者に対して督促状を送り、それで反応がなければ、2回目からは主債務者、連帯借主及び保証人（連帯保証人）の全員に対して督促状（ないし催告書）を送るべきである。

→ 地方自治法施行令171条の2参照

第3 納付交渉

【設例】

Aは、2008年3月までにX市から教育奨学金として合計108万円を借り受けたが、最終償還期限を経過してもなお81万5000円の未収債権がある。そこで、2020年1月20日、X市担当者はその支払いを求める督促状をAに送付した。

同年1月25日、Aが来庁し、月々5000円であれば支払える旨を申し出た。X市担当者は、Aの申し出を受け、Aから詳しい事情を聴取することなく、「月々5000円ずつ支払います」と記載された納付誓約書にAの署名捺印をもらうとともに、5000円の納付書163枚をAに渡した。

X市担当者の対応は妥当か。

1 設例の検討

妥当とはいえない。

私債権について分割払いに応じるにあたっては、①「履行延期の特約」の要件を充たしているかどうかを検討するとともに、②支払約束文言のほか、期限の利益喪失規定その他必要な項目を定めた書面（分納合意書）にAの署名捺印をもらうべきである。

2 履行延期の特約（私債権）・履行延期の処分（非強制徴収公債権）

（1）法令の確認：自治令171条の6第1項

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

（3号以下省略）

（2）聴取・確認すべき事項

- ① 本人確認、住所、氏名、電話番号、携帯電話番号
- ② 就職の有無、勤務先の会社名、住所、電話番号等
- ③ 家族構成、預貯金の額、不動産の有無、家賃等
- ④ 収入の額と内訳（なるべく具体的に）
→ 給与明細、年金振込通知書等を提出させる。
- ⑤ 支出の額と内訳（なるべく具体的に）
→ 家賃のほか、食費、電気代、ガス代、水道代、電話代、携帯電話代、駐車場代、通院費、月々の借金返済額（複数の場合はその内訳）等
- ⑥ 希望する月々返済額及び返済日
- ⑦ 上記各事情を総合考慮して月々返済額が妥当か検討する。

（3）延長する期間

特に定めはないが、5年以内が相当であると考ええる。

（国の債権の管理等に関する法律25条参照）

（4）法的効果

期限の利益を付与→遅滞は解消

債務承認→時効中断

（5）納付誓約書は履行延期特約・処分といえるか？

納付誓約書：債務者の一方的差入文書

履行延期の特約又は処分：いずれも自治体側の行為が必要

→ 納付誓約書による取扱いは自治法に適合していないのではないか。

(6) 特約等に付すべき条件

期限の利益の喪失条項のほか、住所変更通知義務や調査受忍義務等も規定しておくべきである（国の債権の管理等に関する法律 26 条及び 27 条参照）。

(7) 分割払いに応じる際に作成すべき書面

ア 私債権の場合は分納合意書（→書式 1 参照）を取り交わす（履行延期の特約）。

イ 非強制徴収公債権の場合は履行延期申請書（→書式 2 参照）を提出させたうえ、これを承諾する旨の決定通知書を債務者に交付する（履行延期の処分）。

(8) 債務承認書を徴求すべき場合

債務者から生活状況等を聴取したところ、多重債務や無職等で全く返済資力がないうちの場合には、無理に分割払いを押しつけるべきではなく、債務整理を勧めたり、場合によっては生活保護の受給を勧めるべきである。

ただし、そのような場合も、権利義務関係を明確にするとともに、時効中断を図るべく、債務承認書（→書式 4 参照）を作成して債務者の署名捺印をもらっておくべきである。

(9) 債務名義を作成すべき場合

ア 金額が大きく、かつ、分割払いの期間が長期になる場合は、直ちに強制執行できるよう債務名義をとっておくことが望ましい（民事執行法 22 条参照）。

イ 債務名義＝強制執行によって実現される給付請求権の存在と範囲を表示した公の証書。・・・強制執行をするためのお墨付き

主なもの：確定判決、仮執行宣言付の判決、仮執行宣言付きの支払督促、執行証書、確定判決と同一の効力を有するもの（和解調書、調停調書など）

ウ 債務者が協力的な場合に可能な債務名義作成手続

(ア) 執行受諾文言付公正証書（執行証書）

債務者が支払約束に違反した場合には強制執行に服する旨の文言を付した債務弁済契約書（分割払の合意書）を公証役場で作成する。両当事者が公証役場に出頭する必要がある。

（執行受諾文言の例）

「第●条（強制執行認諾） 乙（債務者）は、本契約による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。」

(イ) 訴え提起前の和解（通称「即決和解」。民事訴訟法 275 条）

事前に合意した内容で裁判所において和解を成立させる手続。

あらかじめ和解条項案を作成したうえで簡易裁判所に和解申立書を提出する。両当事者が指定された期日に裁判所に出頭する必要がある。

る。

和解が成立すると和解調書（債務名義）が作成される。手数料は請求金額にかかわらず一律 2000 円。

※ 非強制徴収公債権の場合

執行証書の作成、訴え提起前の和解の申立てができないとの有力な見解があるので注意。

- ・ 公証人法 1 条 1 号「法律行為其ノ他私権ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成スルコト」
- ・ 民事訴訟法 275 条「民事上の争い」

3 地方税その他の強制徴収公債権

- (1) 履行延期の特約や履行延期の処分というような制度はないが、納付誓約書や分納誓約書（書式 3 参照）を提出させて、事実上、滞納額について分割払いに応じる扱いが広くおこなわれている。
- (2) 納付誓約書等により分割払いに応じる場合も、債務者の生活状況や収支状況を詳しく確認したうえ、分割払いに応じるべきか否か、応じる場合の分割払の金額等を検討すべきである。
- (3) 納付誓約書で約束したとおりの履行がなされない場合、あらためて債務者の生活状況や収支状況を詳しく確認したうえ、再度分割払いに応じることは可能である。ただし、不履行が常態化した場合にこれを繰り返すべきではなく、滞納処分を実施する、または滞納処分の執行停止その他の徴収緩和措置をとるなど、本来の制度に基づく措置を取るべきである。

第4 徴収緩和措置

1 私債権及び非強制徴収公債権

(1) 徴収停止：地方自治法施行令 171 条の 5

ア 要件

次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき

- 1号 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 2号 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が

強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

3号 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

→ 債務者が個人の場合は、2号か3号。

→ 返済資力がないというだけでは要件を充たさない。

→ 3号の場合、「債権金額」と「取立てに要する費用」との関係は、当該債権の状況に応じて相対的に考えるべき。

例：督促や納付交渉に要する費用 < 訴訟提起に要する費用

イ 効果

以後その保全及び取立てをしないことができる。

→ 徴収停止後、時効が完成してしまっても債権管理を怠ったことにはならない。

→ 徴収停止それ自体としては債権を消滅させる効果はない。

(2) 免除

ア 地方自治法施行令171条の7によるもの

(ア) 要件 (同条1項)

① 171条の6の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、

② 当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、

③ なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき

(イ) 効果

- ・ 当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる (同条1項)
- ・ 同条による免除の場合は、議会の議決は不要 (同条3項)

(ウ) 運用

- ・ 要件が厳しすぎて実際には適用できる場面はほとんどない。
- ・ 徴収停止や債権放棄ができない(または困難な)無資力者について、将来(10年後)の同条による免除を見越して履行延期特約・処分をしておくことは考えられる。

イ 当該債権に関する個別の条例・規則によるもの

例：鹿児島市奨学資金条例

(返還の免除)

第14条 奨学生又は奨学生であつた者及び借受人が、奨学資金の全額の返還

が完了する前に死亡したとき、又は重度障害の状態となつたときは、連帯保証人又は遺族の申出により、奨学資金の全額又は一部の返還を免除することができる。

(3) 債権放棄

債権者の一方的な行為のみによって債権を消滅させるという点において債務の免除の法的性質を有するものと解される（最高裁平成24年4月20日判決）。

ア 議会の議決によるもの：地方自治法96条1項10号

「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」

→ 活用例はほとんど見受けられない。

イ 長の専決処分によるもの：地方自治法180条1項

議会の議決によりあらかじめ指定しておくことにより、一定の金額までは長の専決処分により（個別に議会の議決を要することなく）債権放棄することができる。ただし、議会への報告は必要（同条2項）

ウ 債権管理条例によるもの

例：鹿児島市債権管理条例

（債権の放棄）

第9条 債権管理者は、非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。以下同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 当該非強制徴収債権につき消滅時効が完成したとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、当該非強制徴収債権を徴収できる見込みがないとき。

- 2 非強制徴収債権の放棄については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、前項の定めるところによる。
- 3 市長は、前2項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない。

2 地方税その他の強制徴収公債権

- (1) 徴収の猶予（地方税法15条～15条の4）、納税の猶予（国税通則法46条）
納税者が災害を受けたこと等の一定の事由により、一時に納付することができないときにその納税を猶予するもの。
- (2) 換価の猶予（地方税法15条の5、15条の6、国税徴収法151条、151条の2）
滞納者について、その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続等を困難にするおそれがあるとき等に、その換価を猶予するもの。
- (3) 滞納処分の停止（地方税法15条の7、国税徴収法153条）
滞納者について、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあると認められるとき等において、滞納処分の執行を停止するもの。

ア 要件（以下のいずれかに該当する場合）

- ① 滞納処分をすることができる財産がない場合（1号）
- ② 滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合（2号）
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合（3号）

イ 効果

- (ア) 滞納者の生活窮迫のおそれを理由とする滞納処分の執行停止の場合には、既にした差押えを解除しなければならない。
- (イ) 滞納処分の執行停止が3年間継続したときは、納付・納入義務が消滅する。

第5 法的手続による回収（滞納処分できない債権）

- 1 法令の確認：地方自治法施行令第171条の2
 - ・ 普通地方公共団体の長は、

- ・ 債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、
- ・ 地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、
- ・ 次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
 - 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
 - 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。
- ・ ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 「相当の期間」とは

債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮するべきである。一般的にはおおむね1年を限度とすべきであろう（松本英昭著「新版 逐条地方自治法第4次改訂版」920頁）。

3 訴訟提起に関する自治体特有の事情

- (1) 訴訟提起には、議会の議決（自治法96条1項12号）又は長の専決処分（自治法180条）が必要である。
- (2) 自治体の職員自身が、代理指定（自治法153条1項）を受けたうえで、指定代理人として訴訟を遂行することができる（民事訴訟法54条）。
 - ※ 民間会社の従業員は、自分の会社の訴訟代理人となることはできない。ただし、簡易裁判所においては裁判所の許可があれば訴訟代理人となることができる。

4 法的手続をとらないと・・・

- (1) 自治法242条1項、242条の2第1項4号の「怠る事実」に該当する

可能性あり。

(2) 裁判例

① 津地裁平成17年2月24日判決

固定資産税の延滞金徴収に係る怠る事実の違法確認を認めた。

② 名古屋高裁平成18年1月19日判決

不動産取得税の延滞金徴収に係る怠る事実の違法確認を認めた。

③ 浦和地裁平成12年4月24日判決、東京高裁平成13年2月22日判決

市町村民税を時効消滅させた事案について市長に賠償義務を認めた。

5 法的手続の選択

(1) 債務者のいずれからも任意の支払が受けられないことからすれば、訴訟もしくは支払督促により債務名義を取得することとなる。

(2) 訴訟と支払督促のメリット・デメリットは概ね以下のとおりである。

	メリット	デメリット
訴訟	① 公示送達が可能→所在不明な債務者に対しても利用可能 ② 債務者の態度・協力のいかんに関わらず決着がつく ③ 債務者が出頭すれば返済に関する交渉が可能 ④ 金銭の支払請求に限られない	① 支払督促に比して申立費用が高い ② 裁判所に出頭する必要がある
支払督促	① 申立費用は訴訟の半分 ② 書面審査のみで発付されるため、裁判所に出頭する必要がない ③ 申立の段階では、議会の議決又は専決処分は不要	① 金銭の支払請求等に限定（例えば建物の明渡請求は不可） ② 公示送達が不可能→所在不明の債務者に対しては利用できない ③ 債務者が督促異議を述べると失効して訴訟手続に移行する。その時点で議会の議決又は専決処分が必要になる ④ 管轄は相手方住所地の裁判所のみ ⑤ 督促異議が出されない場合も一定期間内に仮執行宣言の申立をしないと支払督促が失効する→進行管理が煩雑

※ 申立書に貼付する印紙代の額の例

請求額 100 万円の場合：訴訟 1 万円、支払督促 5000 円

請求額 300 万円の場合：訴訟 2 万円、支払督促 1 万円

(3) 訴訟等の法的手続をとる場合は、主債務者の他、連帯債務者及び保証人（連帯保証人）もあわせて手続をとるべきである。

→ 訴訟費用の節約、時間の節約、一回的解決など

(4) 支払督促の場合、申立時に議会の議決や専決処分の手続が不要であり、また、形式的な要件さえ満たしていれば発付される。

しかし、支払督促発付後に仮執行宣言の申立が必要であること、債務者が仮執行宣言前に督促異議を申し立てた場合には支払督促は失効して訴訟手続に移行すること、訴訟手続に移行したときはその時点で議会の議決や専決処分の手続が必要となること（最高裁昭和 59 年 5 月 31 日判決）、債務者が督促異議を申し立てるための理由は不要であること、等の点において、債務者側の対応により債権者側の対応が異なることとなってしまう、計画的・統一的な管理が難しくなる。

また、近年、公債権については簡易裁判所に管轄がないとして支払督促の申立てが受理されないケースが多くなってきている。

→ おすすめは訴訟手続

7 訴訟第 1 審の基本的な流れ

- ① 原告が裁判所に訴状を提出する。
- ② 第 1 回期日が指定された後、訴状は被告に送達される。第 1 回期日は、訴状提出後、概ね 1 か月後に指定される。
- ③ 被告は訴状に記載された事項について認否・反論をすることができる。訴訟においては、原告・被告の双方にそれぞれの言い分を十分に述べる機会を平等に与えなければならず、そのために口頭弁論が開かれる。
- ④ 被告が全く争わない事件では、口頭弁論は直ちに終結され、原告の主張どおりの判決が下されることになる。
- ⑤ 被告が原告の主張を争う事件では、裁判所が証拠に基づいていずれの主張が正しいか判断（判決）をする。
- ⑥ 判決に至る前に裁判上の和解が成立し、訴訟が終了することも多い。
裁判上の和解は、双方当事者が裁判所に出席してなされるのが原則であるが、簡易裁判所¹では、和解に代わる決定の制度があり（民事訴訟法 275 条の 2）、被告（債務者）が出席しない場合でも、事実上、裁判上の和解を成立させるのと同様の効果を得ることができ、実務上有用である。
- ⑦ 第一審の判決に不服がある当事者は控訴を提起することができる。

¹ 私債権で請求額が 140 万円以下である場合は簡易裁判所に、それ以外の場合は地方裁判所に訴訟提起する。

※ 自治体の債権回収案件に関する限り、上記④または⑥により1～2回の期日で終了することがほとんどである。

8 訴訟提起等の効果

- ア 時効中断（民法147条1号、149条、150条）
- イ 債務名義の取得（＝強制執行することができる状態になる）
- ウ 判決で確定した権利の消滅時効・・・短期時効の債権でも10年になる
- エ 債務者とのコンタクトの機会（→分割払いによる裁判上の和解につながる）

9 強制執行

（1）強制執行の申立て

- ア 訴訟等により債務名義を取得した後も任意の支払がなければ、裁判所に強制執行の申立てをし、これにより強制的に回収することになる（地方自治法施行令171条の2第2号）。

私債権及び自力執行権のない公債権については、裁判所の手続によらずに強制的に権利を実現することはできない（自力救済の禁止）。

- イ 強制執行とは、「執行機関（執行裁判所・執行官）が債務名義に基づいて請求権を強制的に実現するための法的手続」である。

金銭の支払を目的とする金銭執行と、金銭支払を目的としない非金銭執行（たとえば建物の明け渡し）に大別される。

- ウ 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する（民事執行法25条本文）。

（2）強制執行の種類等

- ア 主なものとして、債権の差押え、不動産の差押え、動産の差押えがある。
債権差押えや不動産差押えにおいては、差押対象財産の特定が必要である。
例えば、銀行預金債権の差押えについては、金融機関のほか支店まで特定する必要がある。

- イ 債権の差押え（民事執行法143条以下）

- ・ 債務者が「第三債務者」に対して有する債権（例：金融機関に対する預金払戻請求権）を差し押さえる。

- ・ 申立費用も比較的安く（申立印紙4000円）、第三債務者から直接支払いを受けることができる（取り立てができる）ので（155条）、執行方法の中では最も効率的。
- ・ ただし、差押禁止債権があることに注意（152条）。また、金融機関が第三債務者の場合は銀行取引約定により相殺されてしまう場合あり。
- ・ 第三債務者が支払を拒む場合
 - 第三債務者に対する取立訴訟（157条）の提起を検討

ウ 不動産の差押え（43条以下）

- ・ 不動産に対する強制執行は、強制競売又は強制管理の方法により行う（43条1項）
- ・ 抵当権等の担保物権が設定されている場合が多い。不動産登記簿謄本（全部事項証明書）を取得して抵当権等が設定されているか、残余価値があるか等を確認する。
- ・ 費用が高い。
 - 予納金：請求債権額が2000万円未満の場合で60万円
 - 申立手数料：請求債権1個につき4000円の印紙を申立書に貼付する。
 - 登録免許税：確定請求債権額の1000分の4相当額
 - （以上は東京地裁の場合）

エ 動産の差押え（122条以下）

- ・ 他の資産が見あたらない場合におこなうことが多い。
- ・ 動産に対する強制執行は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する（122条1項）。動産の差押えは、執行官がその動産を占有しておこなう（123条1項）。
- ・ 差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない（129条1項）。
- ・ 差押禁止動産が多数あり（131条）、差押えができたとしても換価効率が著しく悪いので、動産執行による直接的な回収は難しい。ただし、債務者に弁済を促す事実上の効果はある。

（3）財産調査

- ア 債務者がどこにどのような財産を有しているかは債権者が自分で調査する必要がある。特に滞納処分することができない債権は質問検査権がない。
- イ 不動産については不動産登記簿謄本（法務局において誰でも取得できる）にて確認をする。
- ウ 債務者の同意を得ないで税務担当部署から債務者の資産等の情報提供を受けることは、地方税法22条の守秘義務違反となる可能性が高い。
- エ 弁護士により、弁護士法23条の2の弁護士会照会を利用することも可能であるが、照会先に回答を強制するものではなく、限界がある。

オ 財産開示手続（民事執行法196条以下）を利用することは可能であるが、限界がある。

カ 民事執行法の改正

（ア）令和元年5月10日改正法成立、同月17日公布。施行日は令和2年4月1日（一部例外あり）。

（イ）第三者からの情報取得手続の新設

① 債務者の不動産に係る情報の取得（改正法205条）

② 債務者の給与債権に係る情報の取得（改正法206条）

③ 債務者の預貯金債権等に係る情報の取得（改正法207条）

（ウ）財産開示手続における陳述等拒絶の罰則強化

改正前：30万円以下の過料

改正後：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（改正法213条）

キ 法的手続を取った後の情報取得は容易ではない。

→ 納付交渉時にどれだけの情報を得られるかが重要となる。

（4）強制執行の申立てに必要な書類等

東京地方裁判所の「民事執行センター」のホームページに強制執行手続に関する情報が豊富に掲載されている。

URL：http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section21/

第6 相続

1 相続の効果

（1）包括承継

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896条本文）。すなわち、相続人は、被相続人の権利（プラスの財産）のみならず、義務（マイナスの財産）も承継する。

（2）共同相続の場合

相続人が複数いる場合、各相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する（同899条）。

（3）時効との関係

相続が発生しても、これにより時効が中断するわけではない。

ただし、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は完成しない（民法160条）。

※ 時効の中断・・・中断事由が生じるとそれまで経過した時効期間が効力を失い、中断事由が終了するとあらためて時効が進行する。

時効の停止・・・それまで経過した時効期間は効力を失わず、一定期間時効の完成が猶予される。

2 金銭債務の相続

(1) 金銭債務は、法定相続分に従い、当然に各相続人に承継される（最高裁昭和34年6月19日判決ほか）。

ただし、相続放棄がされた場合は、遺産だけでなく債務も承継されない。

(2) 遺産分割協議において、金銭債務について法定相続分と異なる合意をしたとしても、その合意内容をもって債権者に対抗することはできない。

例えば、被相続人甲が死亡し、子の乙と丙がこれを相続したとする。甲の債権者丁に対する債務が1000万円であった場合、乙と丙は、丁に対して各500万円の債務を負担することになる。乙と丙との間で、「甲の遺産は負債も含めて全て乙が相続する。」旨の合意をしていたとしても、丁は、丙に対して500万円を請求することができ、丙は、乙との上記合意を理由として支払を拒むことはできない。

3 相続人と相続分の確認

(1) 民法887条、889条及び890条により法定相続人が定まる。

(2) 法定相続分は民法900条による。

(3) 債務者の相続人が誰かについては、遺族等の説明を鵜呑みにせず、債務者が生まれてから死ぬまでの債務者の戸籍謄本等を全て取得する方法により確認し、法定相続人を確定したうえ、各法定相続人の相続分を算出する。

(4) その上で、各相続人に対し、その相続分に応じた額を請求する（督促状または催告書を送付する）。各相続人の住所は、戸籍の附票により確認する。

(5) 相続放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされる（民法939条）。したがって、相続放棄をしなかった相続人の法定相続分も変更されることになる。

4 相続の放棄

(1) 相続の放棄をしようとする者は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内にその旨を家庭裁判所に申述しなければならない（民法915条、938条）。それ以外の方法は認められていない。

※ 「遺産を一切引き継がない」というだけでは相続放棄にはならない。

(2) 相続人から、相続放棄した旨を主張された場合は、当該相続人に対し、家庭裁判所書記官が発行する「相続放棄申述受理証明書」の提出を求める。その提出がない限りは、相続放棄されていないもの（被相続人の債務を相続により承継しているもの）として取り扱うべきである。

5 相続人の不存在

(1) 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、当然に法人となる（民法951条）。この場合、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任する（952条1項）。

最終位の相続人が欠格（891条）、廃除（892条）、放棄（938条）な

どの理由で相続人のないことが明らかな場合にもこの手続によるべきものと解されている。

- (2) 戸籍上相続人が存在することは明らかだが、その行方または生死が不明である場合は、この手続ではなく、不在者ないし失踪者としての処理(民法25条以下)がなされることになる。

【書式1：分納合意書（私債権）】

分 納 合 意 書

●●市（以下「甲」という。）と××××（以下「乙」という。）は、乙の甲における別紙記載の奨学金貸付金（以下「本件貸付金」という。）の支払いについて、以下のとおり合意した。

第1条 乙は、甲に対し、本件貸付金残金81万5000円の支払義務のあることを認め、これを次のとおり分割して支払う。

- (1) 令和2年2月から令和5年5月まで、毎月5日限り、金2万円ずつ
- (2) 令和5年6月5日限り、金1万5000円

第2条 乙は、前条の支払を完了した後、甲に対し、速やかに遅延損害金を支払う。なお、遅延損害金の支払方法については、前条の支払を完了した後に別途協議する。

第3条 乙が住所・居所を変更したときは、乙は変更後の住所・居所を甲にすみやかに届け出るものとする。乙がその届出を怠ったときは、甲が届出済みの住所・居所に送付した本件貸付金に関する書類は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第4条 甲が本件貸付金の保全上必要と認めるときは、乙の資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、乙に質問することができ、乙はそれに答える義務を負う。また、甲は本件貸付金の保全上必要と認める書類の提出を乙に求めることができ、乙はこれに応ずる義務を負う。

第5条 乙に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、当然に期限の利益を失い、甲に対し、本件貸付金の残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を一括して支払う。

- (1) 第1条の分割金の支払いを怠り、その額が金4万円に達したとき。
- (2) 前条に定める義務を履行しないとき。

令和 年 月 日

(甲) ●●県●●市・・・・・・・・・・
●●市長 □ □ □ □ 印
(乙) ●●県●●市・・・・・・・・・・
× × × × 印

【書式2：履行延期申請書（非強制徴収公債権）】

●●市長 殿

履 行 延 期 申 請 書

1 私は、貴市に対して、××××過誤払金の返還金として、令和●年●月●日付決定（●●第●●号）に基づき金48万円の支払義務（以下「本件債務」といいます。）を負っていることを承認します。

2 本件債務を一括して支払うことができないため、上記金48万円につき、下記のとおり分割払いにさせていただきますよう申請します。

記

令和2年2月から同3年1月まで、毎月末日限り、2万円ずつ

3 上記2の分割払いを認めていただくにあたり、下記条件を付すことに同意します。

- ① 住所を変更したときは貴市に届け出ること。
- ② 上記届出を怠ったときは、貴市が本件債務に関する書類を届出済みの住所に送付すれば、当該書類は到達したものとみなすこと。
- ③ 貴市が、本件債務の保全上必要と認めるときは、私に対して資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、質問することができ、私はそれに答える義務があること、また、貴市が求める書類を提出すべきこと。

4 次の場合には、履行延期承認後の本件債務につき、期限の利益を喪失し、残金を一括して請求されても異議のないこと。

- ① 上記2の分割金の支払いを怠り、その額が2回以上に達したとき。
- ② 上記3③に定める義務に違反したとき。

令和●年●月●日

住所 ○○県○○市・・・・・・

氏名 ○ ○ ○ ○ 印

【書式3：分納誓約書（地方税その他の強制徴収公債権）】

●●市長 □ □ □ □ 殿

分納誓約書

- 1 私は、貴市に対して、以下の債務（以下「本件債務」といいます。）を負っていることを承認します。
 - (1) 滞納市税〇〇〇〇円（令和●年●月●日現在、詳細別紙）
 - (2) 滞納国民健康保険料〇〇〇〇円（令和●年●月●日現在、詳細別紙）
 - (3) 市税確定延滞金〇〇〇〇円（令和●年●月●日現在、詳細別紙）
 - (4) 国民健康保険料確定延滞金〇〇〇〇円（令和●年●月●日、詳細別紙）
 - (5) 上記（1）及び（2）に対する延滞金（納期限から支払済みまで各法律により計算した金員）
- 2 本日以降に納期が到来する市税及び国民健康保険料については、第3項の分割納付と並行して別途、指定された納付期限内にお支払いします。
- 3 本件債務を一括して支払うことができないため、第1項（1）及び（2）の各債務について、令和●年●月から毎月●日限り、合計〇〇〇〇円ずつお支払いします。弁済の充当は、貴市に一任します。
- 4 第1項（3）から（5）の延滞金は、第1項（1）及び（2）の各債務の完済後、毎月末日限り合計〇〇〇〇円ずつ完済に至るまでお支払いします。弁済の充当は、貴市に一任します。
- 5 第2項から第4項及び第7項の定めに従わなかった場合、本件債務につき、貴市から滞納処分を受けても異議はありません。
- 6 住所を変更したときは必ず貴市に届け出ます。
- 7 貴市が、本件債務の保全上必要と認めるときは、貴市は、私に対して資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、質問することができ、私は、貴市が求める書類を提出します。

令和●年 月 日

住所

氏名

印

【書式4：債務承認書】

●●市 御中

債 務 承 認 書

私は、貴市に対して下記債務を負担していることを承認します。

記

貴市が私に対して平成●年●月●日貸し付けた●●貸付金の残元金●●円及び未払利息●●円並びに残元金に対する遅延損害金の支払債務

年 月 日

住所 ●●県●●市・・・・

氏名 印